

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



令和3年3月より、マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

- POINT 01** より良い医療が可能に！
初めての医療機関等でも、医師情報等の照会履歴を使えば、今までに比べて診療の精度が上がり、より適切な医療が受けられるようになります。 ※医療する本人は、医師・歯科医師・薬剤師等の同意が必要です。
- POINT 02** 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！
限度額超過認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が発生しません。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは

マイナポータル



これからは手放せない！ マイナンバーカード

おもて面にあなたの
顔写真入り！
「本人確認書類」
として使えるよ！



うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「電子証明書」
が入っているよ！

<おもて面>

<うら面>

申請は
お早めに！



マイナンバーカードを
マイナポータル

くらしを便利に！マイナンバーカード！



本人確認書類
になる！
ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える！



各種証明書をコンビ
で取得できる！
全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる！
※各都府県によりサービス内容が異なります。
※毎日6:30～23:00までとなります。



**上限5,000円分の
マイナポイント**がもらえる！
2020年9月から実施中！
キャッシュレス決済で使えるポイント付与！



健康保険証
として使える！
2021年3月(※)からスタート！
ピンとかなさずでOK！



スマホ・パソコンでラクラク！
・オンラインで確定申告ができる。
・子育てをはじめとする行政手続ができる。
・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



詳しくはこちら

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ

0120-95-0178

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応のフリーダイヤル

マイナンバーカード等

マイナンバーについて

050-3818-1250

0120-0178-26

0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法は

0120-0178-27

https://www.kojinbangou-card.go.jp/kohuinfo/



内閣府

総務省

厚生労働省

これからは手放せない！ マイナンバーカード

おもて面にあなたの
顔写真入り！
「本人確認書類」
として使えるよ！



うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「電子証明書」
が入っているよ！

<おもて面>

<うら面>

申請は
お早めに！



マイナンバーカードを
マイナポータル

くらしを便利に！マイナンバーカード！



本人確認書類
になる！
ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える！



各種証明書をコンビ
で取得できる！
全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる！
※各都府県によりサービス内容が異なります。
※毎日6:30～23:00までとなります。



**上限5,000円分の
マイナポイント**がもらえる！
2020年9月から実施中！
キャッシュレス決済で使えるポイント付与！



健康保険証
として使える！
2021年3月(※)からスタート！
ピンとかなさずでOK！



スマホ・パソコンでラクラク！
・オンラインで確定申告ができる。
・子育てをはじめとする行政手続ができる。
・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



詳しくはこちら

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ

0120-95-0178

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応のフリーダイヤル

マイナンバーカード等

マイナンバーについて

050-3818-1250

0120-0178-26

050-3818-1250

0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法は

0120-0178-27

https://www.kojinbangou-card.go.jp/kohuinfo/



マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



令和3年3月より、マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

- POINT 01** より良い医療が可能に！
初めての医療機関等でも、医師情報等の照会履歴を使えば、今までに比べて診療の精度が上がり、より適切な医療が受けられるようになります。 ※医療する本人は、医師・歯科医師・薬剤師等の同意が必要です。
- POINT 02** 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！
限度額超過認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が発生しません。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは

マイナポータル



内閣府

総務省

厚生労働省

